

※1 新規採用時には各種研修を実施すること(△実施が望ましい、○実施すること)。
 ※2 感染症の予防及びまん延防止のための委員会、虐待防止のための委員会は、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
 ※3 居宅療養管理事業所及び居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで、同委員会を開催しないことも差し支えないが、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。
 また、居宅療養管理事業所においては、業務継続計画及び虐待防止のための措置に関する義務化が、福祉用具貸与においては虐待防止のための措置に関する義務化が3年間延長とされた。
 業務継続計画未策定減算・虐待防止措置未実施減算は、居宅療養管理、福祉用具販売のみ適用外。
 虐待防止措置未実施減算は、福祉用具貸与のみR9.3.31まで経過措置。
 ※4 これらサービス種別においては、身体拘束との適正化のための措置が義務化されたことにより、身体拘束廃止未実施減算の適用対象となる(1年間の猶予期間あり)

サービスの種別

項目

※ ユニット型の場合はユニットの数及びユニットごとの利用定員についても記載が必要です。

※ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護については、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地についても記載が必要です。

サービスの種別

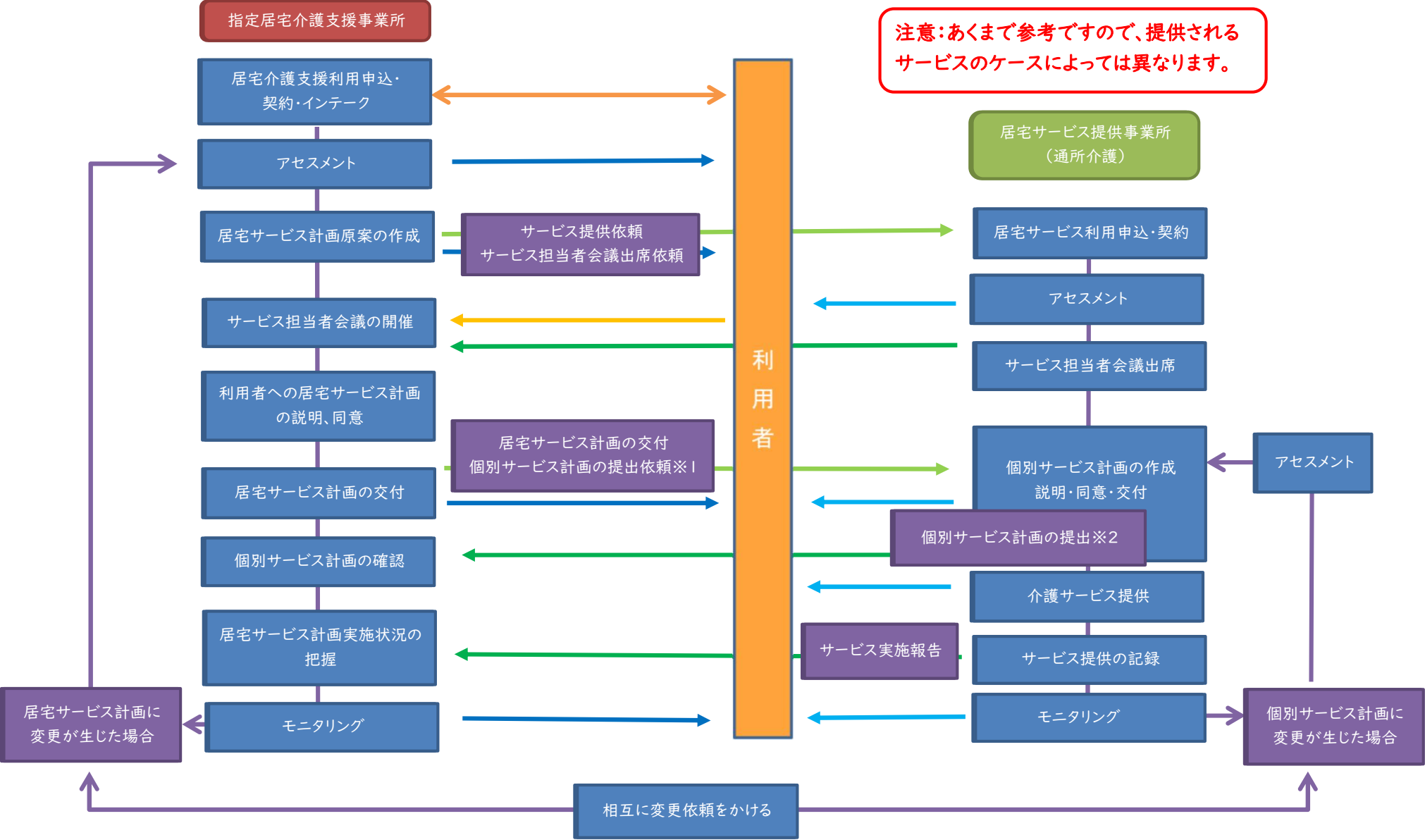
項目

※1 実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況

※2 契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載する。

※3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護については、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、安否確認の方法及び手順についても記載する。

指定居宅介護支援事業者と居宅サービス提供事業（通所介護の場合）の関係（参考）



※1 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を確認するため、個別サービス計画の提出依頼を求めること。
※2 個別サービス計画の提出について、通所介護の場合、指定居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提供の求めがあった際には提供することに協力するよう努めること。
サービスによっては取扱いが異なりますのでご確認ください。
※あくまで参考例です。提供されるサービスのケースによっては経過が異なります。